6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ETOU Kensuke Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of the main bridge on Kawasaki harborroad Higashi Ogishima Mizue-cho line, 1 set
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　9 February 2024
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　5 April 2024 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　5 April 2024)
⑹　Contact point for tender documentation : NAITOU Junya Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年１月９日
契約責任者　中日本高速道路株式会社
金沢支社長　森島貴代治
◎調達機関番号　418　◎所在地番号　17
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北陸自動車道（特定更新等）曽々木トンネル他３TN覆工再生等工事
⑶　工事場所　北陸自動車道
自）　滋賀県長浜市木之本町
至）　福井県敦賀市井川
⑷　工事内容　本工事は、北陸自動車道　木之本ＩＣ～敦賀ＩＣ間において、曽々木トンネル（上り線）、刀根第１トンネル（上り線）の覆工再生及び刀根第２・第３トンネル（上り線）のトンネル補修を実施する工事である。
⑸　工事概算数量
覆工再生工・・・約0.1㎞
円形水路取替工・・・約1.5千m
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,320日間
⑺　週休２日制モデル工事　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
⑻　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑼　本工事は、申請時に入札説明書・設計図書及び仕様書等において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画等に関する提案（以下「技術提案」という）を求め、技術提案に基づく詳細設計と施工を一括して行う、設計・施工一括発注方式の試行工事である。
⑽　本工事は、申請時に技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査し、技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。
⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）。
⑿　本工事は、低入札価格調査制度の対象外の工事である。
⒀　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、金沢支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「令和５・６年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,400点以上の土木補修工事を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,400点以上（土木補修工事）であること。以下同じ）であること。
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和５・６年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,250点以上の土木補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,250点以上（土木補修工事）であること。以下同じ）であること。また、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。特定建設工事共同企業体を構成する場合、構成員の全部又は一部において前記の申立てがなされている者でないこと（いずれも上記⑵の再認定を受けた者を除く）。
⑷　施工実績　平成20年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、提出できる施工実績は１件とする（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ求める施工実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること）。
①－１　単体の場合
求める施工実績　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空面積40㎡以上が100m以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない）及び下記⑴又は⑵を有する者
⑴　北陸自動車道　覆工再生工に関する技術開発業務（令和２年10月13日手続開始の公示）（以下「技術開発業務」という）で得られた技術による施工実績（技術開発業務の実績を含む）を有する者
⑵　上記⑴と同等の技術の施工実績を有する者（技術開発業務で設定した要求要件を全て達成している技術）
①－２　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
求める施工実績　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空面積40㎡以上が100m以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない）及び下記⑴又は⑵を有する者
⑴　技術開発業務で得られた技術による施工実績（技術開発業務の実績を含む）を有する者
⑵　上記⑴と同等の技術の施工実績を有する者（技術開発業務で設定した要求要件を全て達成している技術）
②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
求める施工実績　ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空面積40㎡以上が100m以上あるトンネルの工事（複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない）